

○帯広市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則

平成8年3月13日規則第11号

改正

平成12年12月13日規則第74号

平成15年4月1日規則第25号

平成17年3月30日規則第28号

平成17年3月30日規則第30号

平成20年3月31日規則第13号

平成28年3月9日規則第4号

令和3年3月29日規則第14号

令和8年3月24日規則第7号

帯広市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、帯広市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（平成8年条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(駐車施設の附置義務がない建築物)

第2条 条例第4条ただし書に規定する市長が特に駐車施設を附置する必要がないと認める建築物は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設とする。

(駐車施設の構造及び設備の基準等)

第3条 条例第8条第1項に規定する自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものとは、当該駐車施設が自動車を円滑かつ安全に走行させることができる構造のものとする。ただし、当該駐車施設の自動車の駐車の用に供する部分の面積が500平方メートル以上であるものにあつては、次に掲げる基準を満たすものでなければならない。

- (1) 車路の有効幅員は、5.5メートル以上（一方通行の場合にあつては、3.5メートル以上）であること。ただし、有効な車路の幅員が確保できないときであっても、警報装置等を設置し、自動車が支障なく出入りできるものであると市長が認めた場合はこの限りでない。

(2) 自動車の出口付近の構造は、当該出口に面する道路の交通に支障を及ぼすおそれがなく、当該道路を通行する者の存在を容易に確認できるものであること。

(3) 建築物である駐車施設にあっては、駐車場法施行令（昭和32年政令第340号。以下「令」という。）第12条及び第13条に規定する基準を満たすものであること。

2 条例第8条第2項ただし書に規定する市長がやむを得ないと認める場合の適用を受けようとする者は、第5条の届出の際、理由書（様式第1号）を添付しなければならない。
(特殊の装置)

第4条 条例第8条第3項に規定する特殊の装置を用いる駐車施設で、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものであると市長が認めるものは、当該特殊の装置について令第15条の規定により国土交通大臣が認めたものをいう。

(届出)

第5条 条例第9条第1項の規定による届出をしようとする者は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認申請又は同法第18条第2項の規定による通知をする前（届出事項を変更しようとする場合で、当該確認申請又は通知を必要としないときは、当該届出事項を変更する前）に駐車施設設置（変更）届出書（様式第2号）に、別表に掲げる図面を添えて市長に届け出なければならない。

2 条例第9条第2項の規定による届出をしようとする者は、10日以内に、駐車施設廃止届出書（様式第3号）を市長に届け出なければならない。

(荷さばき駐車施設を附置する場合の敷地面積等)

第6条 条例第5条第1項ただし書に規定する市長が定める面積とは、500平方メートルとする。

2 条例第5条第1項ただし書に規定する市長が認める場合又は条例第8条第4項ただし書に規定する場合の適用を受けようとする者は、前条の届出の際、理由書（様式第1号）を添付しなければならない。

(駐車施設の附置等の特例)

第7条 条例第10条第1項に規定する市長がやむを得ないと認める場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 既存建築物の上階若しくは後方に増築する場合又は建築物の用途を変更する場合で、既存建築物の構造上駐車施設の設置が不可能又は極めて困難な場合

(2) 敷地の間口が狭い、敷地の形状が不整形などの理由により、駐車施設又は駐車施

設の出入口を設置することが極めて困難な場合

- (3) 駐車施設又は駐車施設の出入口の設置が他の法令の規定により不可能又は困難な場合
- (4) 駐車施設の前面道路の交通規制（歩行者道路等長期間にわたる通行禁止等）のため自動車の出入りが不可能又は前面道路の交通上駐車施設の出入口を設置することが好ましくない場合
- (5) 条例第4条から第6条までの規定により駐車施設を附置すべき者が、同一敷地とみなし得る位置に駐車施設を設置している場合
- (6) 2以上の建築物において、共同で駐車施設を設置する場合
- (7) その他市長が特に認めた場合

2 条例第10条第2項の規定により駐車施設の附置の特例の承認を受けようとする者は、第5条第1項の届出の際、駐車施設設置（変更）特例承認申請書（様式第4号）に別表に掲げる図面を添えて市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があった場合において、承認又は不承認を決定したときは、当該申請者に駐車施設設置（変更）特例承認（不承認）通知書（様式第5号）により通知する。

（公共交通の利用促進に係る特例の承認等）

第7条の2 条例第10条の2第1項の規定により減ずることができる駐車施設の駐車台数は、条例第4条から第6条までの規定により附置しなければならない駐車施設の駐車台数に、公共交通利用促進措置（同項の公共交通利用促進措置をいう。次項において同じ。）の内容に応じて市長が別に定める割合の合計（当該合計が30パーセントを超える場合にあつては、30パーセント）を乗じて得た台数（当該台数に1未満の端数があるときは、当該端数を切り上げて得た台数）とする。ただし、次項に規定する承認を受けようとする者から公共交通利用促進措置による駐車需要の低減量の根拠が明確に示された場合は、当該低減量に応じた台数とする。

2 条例第10条の2第2項の規定により市長の承認を受けようとする者は、公共交通利用促進措置計画承認（変更）申請書（様式第6号）及び公共交通利用促進措置に関する計画書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書及び計画書の提出があった場合において、同項の承認又は不承認を決定したときは、当該申請書及び当該計画書を提出した者に対し、公共交通利用促

進措置計画承認（不承認）通知書（様式第8号）を交付するものとする。

4 条例第10条の2第3項の規定による届出をしようとする者は、公共交通利用促進措置廃止届出書（様式第9号）を市長に届け出なければならない。

5 条例第10条の2第4項の規定による報告は、市長の求めに応じて、公共交通利用促進措置実施状況報告書（様式第10号）に市長が必要と認めた書類を添えて行うものとする。

（既存建築物における駐車施設等）

第7条の3 条例第12条の2第1項第2号に規定する市長が当該駐車施設の台数を減じ、又は当該駐車施設の全部若しくは一部の位置を変更することに支障がないと認める場合とは、共同住宅や事務所、宿泊施設等の用途で施設関係者が専用的に使用する駐車場において、当該施設関係者の需要に対応できる範囲であることが確認できる場合とする。

2 条例第12条の2第1項第2号に規定する場合の適用を受けようとする者は、既存駐車施設緩和承認申請書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、同項の承認又は不承認を決定した時は、当該申請書を提出した者に対し、既存駐車施設緩和承認（不承認）通知書（様式第12号）を交付するものとする。

4 条例第12条の2第2項の規定による届出をしようとする者は、既存駐車施設振替届出書（様式第13号）を市長に届け出なければならない。

（完了届及び完了検査）

第8条 第5条第1項の届出又は第7条の3の申請若しくは届出を行った者は、当該駐車施設の設置が完了したときは、速やかに、駐車施設設置完了届出書（様式第14号）により市長に届け出なければならない。

2 市長は前項の規定による届出があったときは、速やかに、職員をして当該届出に係る駐車施設が、条例及びこの規則の規定に適合しているかどうかを検査するものとする。

3 市長は、前項の検査を行った後、支障がないと認めたときは、当該届出を行った者に対し、検査済証（様式第15号）により通知する。

4 前項の通知を受けた者は、当該駐車施設を使用するまでに、当該駐車施設が条例に基づく駐車施設であることを明示した表示板を設置するものとする。

（身分証明書）

第9条 条例第13条第2項に規定する証明書は、身分証明書（様式第16号）とする。

(措置命令)

第10条 条例第14条の規定による措置命令は、措置命令書（様式第17号）により行うものとする。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、建築物における駐車施設の附置等に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月13日規則第74号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成15年4月1日規則第25号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月30日規則第28号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月30日規則第30号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第13号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に残存する用紙は、なお当分の間使用することができる。

附 則（平成28年3月9日規則第4号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日規則第14号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月24日規則第7号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

種別	図面の種類	明示すべき事項
駐車施設	付近見取図	方位、道路、目標となる物件及び位置並びに駐車施設を設けなければならない建築物との距離
	建築物の姿図	正面図、側面図
	配置図	縮尺、方位、位置、規模、駐車施設内外の自動車の車路及び幅員並びに敷地が接する道路の位置及び幅員
	各階平面図	縮尺、方位、間取り及び規模並びに駐車施設内外の自動車の車路及び幅員
	建築物の駐車場断面図	縮尺、車路の部分の高さ、駐車部分の高さ
駐車施設を附置すべき建築物	建築物の姿図	正面図、側面図
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線及び敷地内における建築物の位置並びに敷地が接する道路の位置及び幅員
	各階平面図	縮尺、方位、間取り及び各室の用途
<p>備考</p> <p>1 建築物又は駐車施設に係る明示すべき事項の全てが建築物又は駐車施設に係る図面のいずれか一方に明示されている場合は、当該図面のみとする。</p> <p>2 条例第8条第3項に規定する特殊の装置を用いる駐車施設の場合は、当該装置の仕様を明示した図面等を併せて添付する。</p>		

様式第1号 (第3条、第6条関係)

様式第2号 (第5条関係)

様式第3号 (第5条関係)

様式第4号 (第7条関係)

様式第5号 (第7条関係)

様式第6号 (第7条の2関係)

様式第7号 (第7条の2関係)

様式第8号 (第7条の2関係)

様式第9号 (第7条の2関係)

様式第10号 (第7条の2関係)

様式第11号 (第7条の3関係)

様式第12号 (第7条の3関係)

様式第13号 (第7条の3関係)

様式第14号 (第8条関係)

様式第15号 (第8条関係)

様式第16号 (第9条関係)

様式第17号 (第10条関係)